

新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交))

地方圏

- ・ 「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

三大都市圏

- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手續もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
- ・ 産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。

地方中枢拠点都市が担う役割及び財政措置

- 地方中枢拠点都市に対して、下記役割に応じて、地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)を講じる。
 - * 地方中枢拠点都市の要件:①政令指定都市、新中核市(地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定)②昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)。
 - ① 圏域全体の経済成長のけん引
都市圏域内の多様な資源・企業・人材(外部人材も含む地域のキーパーソン)を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、地方の経済をけん引。
例:専門的人材の招へい、産学官の共同研究・新製品開発支援、6次産業化支援
 - ② 高次の都市機能の集積
都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築。
例:先進的がん医療など高度医療の提供体制の充実、グローバル人材の大学への招へい
 - ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応。
例:地域医療確保のための病院群輪番制の充実、子育て支援
- 平成26年度については、国費モデル事業として1.3億円を計上。これを活用して先行的なモデルを構築。
平成27年度より本格的に地方財政措置を講じ、全国展開を図る。
 - ※ 地方財政措置の詳細については、先行的モデルを構築する中で具体化。
 - ※ シティリージョンの推進につながる。
- 施策の推進にあたっては、関係府省と横串で連携。